

令和3年2月

香川県広域水道企業団議会定例会会議録

●香川県広域水道企業団告示第3号

令和3年2月10日午後2時香川県広域水道企業団議会定例会を高松市番町四丁目香川県庁本館21階特別会議室に招集する。

令和3年2月3日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

令和3年2月10日（水曜日） 午後2時開会

出席議員 27名

大山 一郎 君	中村 順一 君
石川 豊 君	黒島 啓 君
西川 昭吾 君	三野 康祐 君
広瀬 良隆 君	吉峰 幸夫 君
竹内 俊彦 君	神内 茂樹 君
佐藤 好邦 君	内田 俊英 君
横田 隼人 君	植條 敬介 君
氏家 寿士 君	大賀 正三 君
高嶋 正朋 君	橋本 守 君
為広 員史 君	岡本 経治 君
中松 和彦 君	桑井 明人 君
藍川 佳津樹 君	河野 雅廣 君
山下 康二 君	隅岡 美子 君
川原 茂行 君	

出席関係者

企 業 長 浜 田 恵 造
副 企 業 長 大 西 秀 人
副 企 業 長 谷 川 俊 博
副 企 業 長 高 木 孝 征
代表監査委員 石 垣 佳 邦

議 事 日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期決定の件
 - 第3 議案第1号 令和2年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案
 - 第4 議案第2号 令和2年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案
 - 第5 議案第3号 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案
 - 第6 議案第4号 令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案
 - 第7 議案第5号 香川県広域水道企業団退職手当審査会条例議案
 - 第8 議案第6号 専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）
 - 第9 議案第7号 専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定について）
-

○議長（大山一郎君）御起立願います。御一礼願います。

（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。開会に先立ちまして、企業長から、今期定例会招集の御挨拶があります。

浜田企業長。

（企業長浜田恵造君登壇）

○企業長（浜田恵造君）本日、令和3年2月香川県広域水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会の提出議案につきましては、予算議案4議案、予算外議案3議案でございます。内容につきましては、後ほど、高木副企業長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、全国では10都府県に対する「緊急事態宣言」が継続されています。本県においても、新規感染者が連日確認され、予断を許さない状況であることから、「感染拡大防止対策期」における対策を継続して実施しており、県民の皆さまには、県内での不要不急の外出や県外への不要不急の往來を慎重に検討していただくとともに、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往來自粛をお願いしているところ

ろです。企業団においても、感染防止対策を徹底するとともに、万が一、職員等に感染者が発生した場合でも、水道水の安定供給ができる体制づくりに取り組んでおります。

本定例会に提出した来年度の当初予算案では、昨年 11 月定例会で説明した基本計画の見直しの内容を反映させており、広域水道施設整備事業や経年施設更新事業については、これまでの進捗状況を踏まえ、着実に推進してまいりたいと考えております。また、基幹管路や浄水場施設等の耐震化、非常用発電機の整備、浸水想定区域内の水道施設の浸水対策の検討など、防災・減災対策にも努めることとしております。

今後とも、持続可能な水道事業を構築するため、議員の皆様方におかれましては、当企業団の運営につきまして、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

(降壇)

○議長(大山一郎君)ただいまから令和 3 年 2 月香川県広域水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。職員に朗読させます。

(職員朗読)

諸般の報告

- 1、企業長から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 149 条の規定に基づく議案 7 件を受理いたしました。
- 1、監査委員から、地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条及び 235 条の 2 の規定に基づく報告 5 件を受理いたしました。

以上

○議長(大山一郎君)以上で、諸般の報告を終わります。

○議長(大山一郎君)日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 72 条の規定により、議長において指名いたします。三野康祐君、大賀正三君、藍川佳津樹君の 3 名を指名いたします。

○議長(大山一郎君)次に、日程第 2、「会期決定の件」を議題といたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君）御異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（大山一郎君）次に、日程第3、議案第1号から日程第9、議案第7号までを一括議題といたします。副企業長の提案理由の説明を求めます。

高木副企業長。

（副企業長高木孝征君登壇）

○副企業長（高木孝征君）今定例会に提案いたしました議案は、予算議案4議案、予算外議案3議案の7議案であります。

お手元ご配付の「議案の概要」によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。第1号は水道事業会計、第2号は工業用水道事業会計の令和2年度補正予算、第3号、第4号は両会計の令和3年度当初予算議案でございます。

3ページをお開き願います。「令和2年度補正予算の概要及び令和3年度当初予算の概要」についてでございます。まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、令和3年度の給水戸数、給水人口、給水量、有収水量、いずれもおおむね前年度と同程度であります。また、有収率は、水道メーターの検針サイクル統一の影響を除けば、これまでの実績値が89%前半で推移しており、これを踏まえて89.4%としております。なお、有収水量につきましては、※印のとおり、水道メーターの検針サイクル統一による影響を調整した数字をお示ししております。

4ページをお開き願います。2の予算見積、(1)概況についてであります。表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、2年度2月補正後16億円余の黒字、3年度当初14億円余の黒字となっております。このうち、給水収益は、2年度、3年度とも218億円前後を見込んでおります。

また、主な増減理由につきまして、5ページをご覧ください。2年度2月補正後につきましては、2番目の●（くろまる）にありますように、特別利益に修繕引当金の戻し入れ4億円余を、特別損失に、中讃ブロック統括センター旧建設予定地における建設工事費等に係る除却処分に伴い、特別損失1億円余を追加計上いたしております。

4ページに戻っていただきまして、次に、資本的収支の支出、建設改良費は、2年度2月

補正後、3年度当初とも156億円余でございます。これらの財源のうち、企業債は2年度2月補正後32億円余、3年度当初33億円余、また、国庫補助金は2年度2月補正後、3年度当初とも13億円余を予定しております。なお、資本的収支の不足額は、表、最下段の収支差引のとおり、2年度2月補正後、3年度当初とも135億円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

主な増減理由について再度5ページをご覧ください。2年度2月補正後につきましては、2番目の●（くろまる）、2年度2月補正後の資本的収支の収入にありますように、中讃ブロック統括センター旧建設予定地について丸亀市による買戻しに伴う固定資産売却代金3,800万円を、その他収入の中に追加計上しております。

また、3年度当初では、1番目の●（くろまる）、3年度当初予算の資本的収支の収入にありますように、東かがわ市から受け入れる一般会計出資金につきまして、昨年見直した基本計画に沿って、総務省の繰出金通知に基づき増額を図ったことなどにより、他団体出資金が1億円余り増加しております。

6ページをお開き願います。(2)の財務についてでございます。香川県水道広域化基本計画における、旧事業体ごとの区分経理満了時の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を3.5倍以内、同じく内部留保資金の比率を0.5程度といたしておりますが、企業団全体での3年度末の見込みは、企業債残高の比率が2.75倍、内部留保資金の比率が0.90倍となっております。

7ページをご覧ください。3の主要施設整備事業、(1)の概況についてであります。主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、2年度2月補正後が149億円余、3年度当初144億円余であり、3年度の主な内容は、下の表にブロック別に記載しておりますとおり、管路の更新を始め、浄水施設や送水施設の更新等を予定いたしております。

また、これらの財源には、国庫補助金、企業債、自己財源等を充てることとしており、国庫補助金のうち、交付金（生活基盤施設耐震化等交付金）につきましては、国の採択率を、現在の状況を踏まえて100%と見込んで算定しております。

8ページをお開き願います。(2)で主な施行計画を記載してございます。まず、①の広域水道施設整備事業につきましては、東讃ブロックの東讃地区広域監視システム整備工事、小豆ブロックの肥土山浄水場更新工事、9ページに移りまして、高松ブロックの御殿配水池築造工事等、広域的な水融通を円滑に行うために必要な施設の整備を実施するものでございます。

10 ページをお開き願います。②の経年施設更新整備事業につきましては、更新基準を設定し、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮して実施するものでございまして、ここでは、13 ページにかけまして、5,000 万円以上の工事について記載いたしております。なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

14 ページをお開き願います。4 の危機管理対策でございますが、各災害区分においてハード、ソフト両面で対策を進めてまいります。まず、共通対策として、ハード面で緊急導水管路の整備、ソフト面では、水質検査体制について県内西地区の水質検査室の立地場所・施設規模等の検討を進めるほか、緊急通信設備の再構築、応急給水に使用する資材整備や訓練等を実施いたします。

また、渇水対策として、ソフト面で大規模渇水時の対策の検討を、地震対策として、ハード面で基幹管路や浄水場施設等の耐震化を進めてまいります。

さらに、風水害対策として、ハード面で非常用発電機の更新整備、ソフト面で浸水想定区域内の水道施設の浸水対策を検討してまいります。

15 ページをご覧ください。5 のその他でございます。(1)の業務委託でございますが、令和2年度から4年度までを契約期間として、「検針・滞納整理等業務」、「浄水施設等運転管理・維持管理業務」について、ブロック統括センターの開設に合わせて効率化や住民サービス、業務水準の向上等を図るため、民間委託を進めているものでございます。

次に、(2)の香川用水関係でございますが、水資源機構が実施する香川用水高瀬支線水路等の老朽化対策・耐震化対策に係る費用負担を行うものでございます。

16 ページをお開き願います。(3)の基本計画推進調査につきましては、基本計画の施設整備計画及び財政収支見通しについて毎年度のローリング作業を行うとともに、東かがわ、土庄事業体の料金改定に向けた調査検討を進めるものでございます。

なお、東かがわ事業体につきましては、昨年見直した基本計画に沿って、水道料金の改定と、市からの繰出しにより財源確保を図ることとしており、料金改定について、令和4年4月に10%、さらに令和7年度に10%の改定を行うとともに、東かがわ市において所要額を繰り出すことで市と協議し、また、市議会の御意見を伺っているところでございます。これらの調整を行った上で、今年秋の企業団議会に関係条例案を提出したいと考えております。

また、土庄事業体につきましては、同じく基本計画に沿って、水道料金の改定と町からの繰出しにより財源確保を図ることとしており、町と十分に協議し、また、町議会の御意

見も踏まえて慎重に検討する必要があるものと存じておりまして、改定時期につきましては、地域経済の動向を踏まえるとともに、必要なプロセスを経るための期間も考慮して、令和4年秋の企業団議会に所要の条例案を提案し、令和5年4月の料金改定実施を目途としたいと考えております。

なお、五名ダム再開発による新規水源開発につきましては、近年の人口減少等を踏まえ見直したところ、将来的に水需要量が供給量を下回ることが予想されることなどから、現在関係者間で引き続き協議を進めているところでございます。

(4)の経営懇談会及び地区別意見交換会につきましては、有識者等からなる経営懇談会や、ブロックごとの地域住民からなる地区別意見交換会を開催し、それらの意見を事業運営に反映させるものでございます。

水道事業については、以上でございます。

次に、17ページからは工業用水道事業会計についてでございます。

1の業務量につきましては、令和3年度の給水事業所数は、前年度当初から2事業所増の40事業所。また、年間給水量は2,067万立方メートル余で、前年度と同程度を見込んでおります。

18ページをお開き願います。2の予算見積、(1)概況についてであります。まず、表の中段、収益的収支の収支差引は、税込みで、2年度2月補正後が2,700万円の黒字、3年度当初が4,000万円の黒字となっております。このうち給水収益は、2年度2月補正後が7億9千万円余、3年度当初が7億7千万円余を見込んでおります。

次に、資本的収支の支出、建設改良費は、2年度2月補正後が7億4千万円余、3年度当初が5億4千万円余でございます。なお、資本的収支の不足額は、2年度2月補正後が8億5千万円余、3年度当初が3億7千万円余であり、いずれも損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

20ページをお開き願います。3の主要施設整備事業、(1)概況についてであります。主要な施設整備事業の事業費は、表の中段、計のとおり、2年度2月補正後が7億4千万円余、3年度当初が5億4千万円余。主な財源は企業債、自己財源を充てることとしております。

21ページをご覧ください。(2)の主な施行計画でございますが、中部浄水系番の州東線配水管更新工事、府中ダム放流用ゲート機側操作盤更新工事などを予定しておりますほか、危機管理対策として、ハード面で番の州東線等区間における配水管路の更新・耐震化を進

めることとしております。

22 ページをご覧ください。4のその他でございますが、(1)の業務委託では、水道事業と合わせて、浄水施設等運転管理・維持管理業務について、民間委託を進めるものでございます。また、(2)の香川用水関係では、水資源機構が実施する香川用水高瀬支線水路等の老朽化対策・耐震対策に係る費用負担を水道事業と合わせて行うものでございます。

予算議案の概要につきましては、以上でございます。

23 ページをご覧ください。ここからは、予算外議案についてご説明させていただきます。

まず、第5号議案「香川県広域水道企業団退職手当審査会条例議案」でございます。退職手当の支給制限、返納等について調査審議するため、香川県広域水道企業団退職手当審査会を設置するものでございます。施行期日は、公布の日としています。

次に、第6号議案及び第7号議案の2議案についてでございます。いずれも、専決処分事項について御報告し、御承認を求めるものでございます。

第6号議案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることを考慮し、令和2年11月27日に専決処分により「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例」の一部を改正し、副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行ったものでございます。

24 ページをお開き願います。第7号議案は、令和2年8月に三豊市において発生した送水管漏水事故について、令和2年12月16日に、専決処分により損害賠償の額を、1,533,675円と決定したものであります。

それぞれ議会の御承認をいたごうとするものでございます。

以上、提案いたしました議案につきまして、その要旨をご説明いたしました。議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえよろしくご議決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(降壇)

○議長(大山一郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただ今より、質疑及び一般事務に関する質問を行います。

通告のありました、広瀬良隆君の発言を許可いたします。

広瀬良隆君。

(広瀬良隆君登壇)

○**広瀬良隆君** 議長の許可をいただきましたので、浜田企業長に質問をさせていただきます。

水道事業は、住民にとって重要なインフラの一つであり、それぞれの地域の水道事業者が、平時における、水道管の布設、漏水修繕はもちろんのこと、地震や台風等での災害時には、いち早く現場に駆け付け、応急給水・応急復旧活動や修繕対応を行っています。

一方、公共事業投資の減少等による競争の激化や、県外からの大手企業等の参入により、地元の水道事業者は、疲弊するとともに、後継者も減少するなど厳しい現状に直面しているとも伺っています。

平成30年4月に企業団が事業を開始してから3年が経過しようとしています。昨年4月からは、市町単位の事務所を、5つのブロック統括センターに集約し、業務を行うようにもなりました。スケールメリットを生かした業務の効率化が、広域化の大きな要因ではあると思いますが、地域の水道事業を支えてきた地元事業者への配慮も極めて重要と考えます。そこで、企業長に伺います。

地元事業者に対し、水道広域化の推進にあたり、これまでどのような配慮をされてきたのか、また今後どのように地元事業者を守り、育てていくおつもりか、お考えをお伺いいたします。

また、特に、災害や漏水などの突発的な事故対応時においては、地理や水道管の埋設状況などの事情に精通した地元事業者との連携・協力が欠かせないと思いますが、今後これにどのように取り組まれるのかお伺いいたします。以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

(降壇)

○**議長(大山一郎君)** 理事者の答弁を求めます。

浜田企業長。

(企業長浜田恵造君登壇)

○**企業長(浜田恵造君)** 広瀬議員の水道事業を支える地元事業者への対応についての御質問にお答えします。

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給していくためには、水道事業を支える地元事業者が担う役割は大きく、特に、災害や漏水事故などの緊急時には、議員御指摘のとおり

り、地域の事情に精通した地元事業者の協力が不可欠であり、個々の事業者に役割を十分発揮してもらうためには、その育成が重要であると認識しております。

このため、企業団では、地元事業者育成の観点を踏まえ、令和2年度から統一した入札契約制度においては、関係団体等の御意見を伺いながら、地元事業者の受注機会の確保を踏まえた制度設計を行ったほか、水道に関する最新の知識や技能の取得を目的とした講習会を開催するなど、その技術力向上にも努めているところであります。

また、災害や突発的な事故への備えとして、関係団体との間で、災害協定を締結するとともに、漏水等の緊急時に24時間365日、迅速に対応できる緊急修繕体制を構築しており、これらが有効に機能し、現場において迅速かつ的確な対応がとれるよう、共同で対応訓練も実施しているところであります。

将来にわたり安全で安心な水を安定的に供給していくために、引き続き、こうした取り組みを推進するとともに、ブロック統括センター設置に伴い進めております事故対応業務の統一化や大規模災害時などの危機管理体制の強化に当たっても、関係団体等の御意見を伺いながら、水道事業を支える地元事業者の育成や関係団体との連携・協力を留意して取り組んでまいります。

(降壇)

○議長（大山一郎君）理事者の答弁は終わりました。

以上で、通告による質疑及び一般事務に関する質問は、終わりました。

お諮りいたします。

これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大山一郎君）これをもって、質疑及び一般事務に関する質問を終局いたします。

○議長（大山一郎君）日程第3、議案第1号から日程第9、議案第7号までに対する討論は、通告がありませんので、これより、議案の採決に入ります。

まず、議案第1号及び第2号を一括して起立により採決いたします。

これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（大山一郎君）起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第3号及び第4号を一括して起立により採決いたします。これらの2議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の御起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よって本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）次に、議案第6号及び第7号を一括して起立により採決いたします。これらの2議案を、いずれも承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（大山一郎君）起立全員、よってこれらの2議案は、いずれも承認することに決定をいたしました。

○議長（大山一郎君）以上で、全日程を終了いたしましたので、議事を閉じます。
御起立願います。御一礼願います。
（互礼）

○議長（大山一郎君）御着席ください。これをもって、今期定例会を閉会いたします。

午後2時27分閉会

会議録署名議員

議 長 大 山 一 郎

議 員 三 野 康 祐

議 員 大 賀 正 三

議 員 藍 川 佳 津 樹